

令和 8 年 度

中央公民館屋上防水改修工事

白 石 市

工 事 概 要

- 1 工 事 名
- 令和8年度 中央公民館屋上防水改修工事
- 2 工 事 場 所
- 白石市字寺屋敷前25-6
- 3 工 事 期 間
- 契約日の翌日 ～ 令和 9年 3月15日
- 4 工 事 概 要
- 1) 本工事は、中央公民館の屋上防水を改修する工事である。
2) 参考明細書の数量は、参考数量となるので注意すること。
3) 現場確認し、監督員の指示・承諾による軽微な変更は、請負代金の増減はしない。
4) 工事期間中は、施設等を損傷しないよう十分に注意し、施設や利用者等に危害・損害を与えないよう十分な安全対策を行うこと。

一 般 共 通 事 項

1) 適用範囲	本特記仕様書は各共通仕様書及び補足事項に記載なき事項を特記するものであり、各工事において、他の工事と関連ある事項は、各々該当の記載事項を参照する。
2) 疑 義	本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に質疑応答書をもって確かめておくものとする。
3) 優先順位	本工事の設計図書の優先順位は下記による。 1. 現場説明事項（質疑応答書を含む） 2. 特記仕様書 3. 各設計書 4. 共通仕様書 5. 公共規格及びこれに準ずる規格
4) 材 料 試 験	本工事に使用する材料のうち、監督員により指示のあるものに関しては、その成績表を提出し、又は監督員の認める試験所で試験を行い、確認を受けなければならない。なお、試験に要する諸経費は全て請負業者の負担とする。
5) 官公署への手続き	工事の着手、施工、完成、に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
6) 施 工 計 画	工種別の 施工計画書 を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。
7) 施 工 管 理	設計図書に適合する工事目的物を完成させる為、施工管理体制を確立し、 品質、工程、安全等の施工管理 を行う。
8) 進 歩 状 況	工事の進捗状況を所定の書式により、月毎、監督員に報告する。
9) 完成時の提出書類	工事完成時の提出書類は 工事写真、完成図、保全等に関する資料 とし、 目録を添付し、監督員に提出する 。

特 記 事 項

1)	今回の工事は、安全管理について特段の配慮を行うこと。（工事着手前に市担当課等と工事工程及び仮設計画等について調整を行うこと。）	
2)	☑対象	本工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築工事標準仕様書』、『電気設備工事標準仕様書』、『機械設備工事標準仕様書』、『建築工事改修標準仕様書』、『電気設備工事改修標準仕様書』、『機械設備工事改修標準仕様書』に基づいて施工を行うものとする。
3)		本工事は宮城県『だれもが住みやすい福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル』に基づいて施工を行うものとする。
4)	現場確認し、工事に係る軽微な工事は本工事とする。	
5)	廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」を遵守し、廃棄物の適正な処理を実施すること。 設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算すること。また、処理・処分に関し先立ち処分場等の受入の可否を確認すること。	
6)	産業廃棄物税について：本工事で発生する建設廃棄物のうち、宮城県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、宮城県の産業廃棄物税が課税されるので適正に取	
7) 週休2日工事	☑対象	1.週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記8)のとおりとする。 2.改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 {例}応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため
8) 週休2日工事の種別	☐現場閉所型	☑交替制 現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
9)	(1) 受注者が、この契約の履行期間中に白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号。以下「排除要綱」という。）別表1各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 (2) 受注者は、排除要綱別表1各号に該当し、本市から入札参加除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表1各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。 (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。	

参 考 明 細 書

作成日

令和8年9月28日

令和8年度

中央公民館屋上防水改修工事

仕様書

白石市

積 算 総 括 表			
工 事 名	令和8年度 中央公民館屋上防水改修工事		
工 事 場 所	白石市字寺屋敷前25-6		
設 計 額	金 円也		
項 目	名 称	金 額	摘 要
	直 接 工 事 費		
	共通仮設費		
	純 工 事 費		
	現場管理費		
	工 事 原 価		
	一般管理費		
	工 事 価 格		
	消 費 税 相 当 額		× 10.00%
	合 計		

項目	名 称	金 額	摘 要
	中央公民館屋上防水改修工事		
1	仮設工事		
2	既存防水撤去工		
3	防水改修		
	計		

[illegible]

項目	名 称	種 別 ・ 形 状	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
2	既存防水撤去工						
	既存防水層撤去(立上り部)	アスファルト防水 押え金物撤去含む	44.0	m ²			
	既存防水層撤去(平面部)	補修箇所	42.0	m ²			
	既存防水層撤去(立上り部)	補修箇所	20.0	m ²			
	既存伸縮目地撤去		178.0	m			
	既存鋳鉄製ドレン撤去		6.0	箇所			
	産廃処分費	積込み運搬共	1.0	式			
	小 計						

項目	名 称	種 別 ・ 形 状	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
3	防水改修						
	床清掃	除草、堆積物撤去	267.0	m ²			
	高圧洗浄		267.0	m ²			
	ケレン清掃	既存防水層撤去部	42.0	m ²			
	下地調整	ポリマーセメントペースト	267.0	m ²			
	アルミ製目地プレート新設		178.0	m			
	ウレタン塗膜防水 X-1	平面部 通気緩衝工法	267.0	m ²			
	ウレタン塗膜防水 X-2	立上り部 密着工法	44.0	m ²			
	押え金物新設		99.0	m			
	脱気筒新設		4.0	箇所			
	改修用ドレン新設	φ100 横引き用	6.0	箇所			
	小 計						